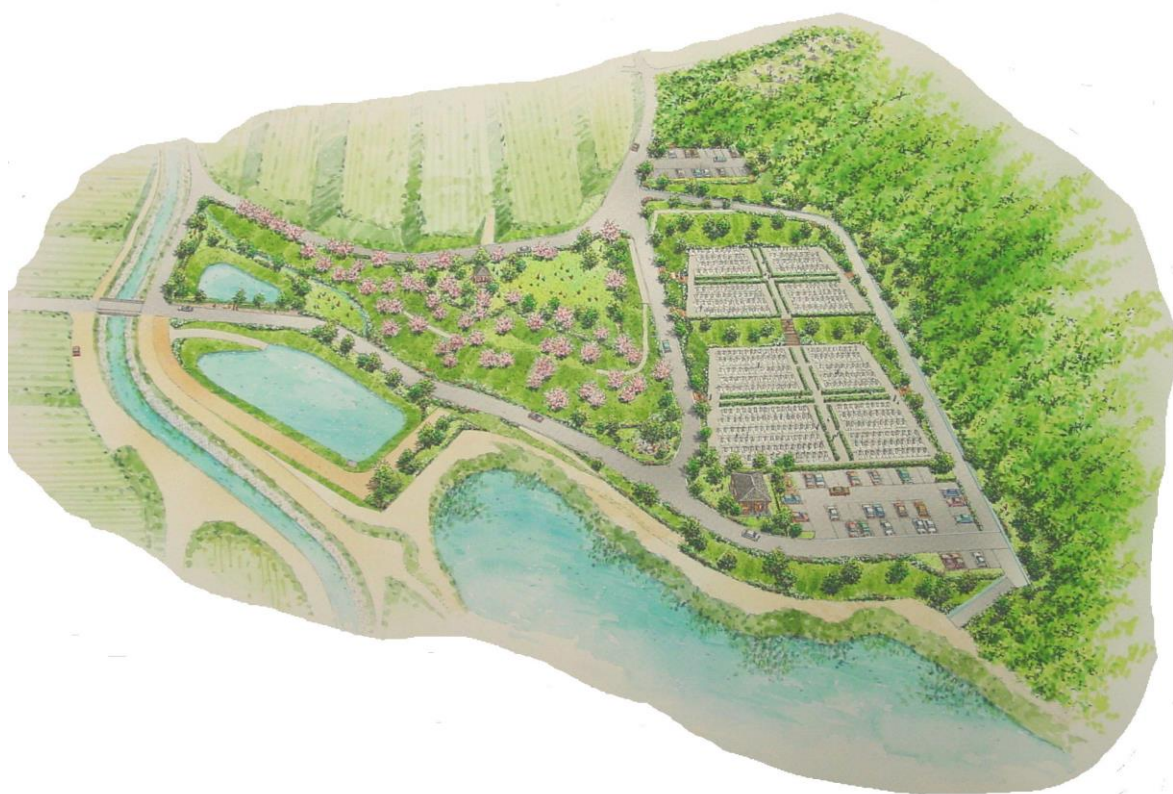


上郡町営

上郡霊苑

使用の手引き



上郡町

申 込 受 付

1. 使用者の資格

町内居住者等

- ①上郡町の住民基本台帳に記録されている方。
- ②上郡町に本籍を定めている方又は定めていた方。

町外居住者

- ①町内居住者等以外の者。

2. 申請に必要なもの

町内居住者等

- ・墓園使用許可申請書
- ・住民票の写し
- ・戸籍抄本又は本籍を定めていたことを証する書類
- ・管理人を定めるときは、その者の住民票の写し
- ・管理人となる方の印鑑（朱肉にて押印できるもの）
- ・印鑑（朱肉にて押印できるもの）

町外居住者

- ・墓園使用許可申請書
- ・住民票の写し
- ・管理人（上郡町に住所を有する者のうちから管理人を定める。ただし、上郡町に管理人が定められないときは、2年以内に墓を建立するものとする。）の住民票の写し
- ・管理人となる方の印鑑（朱肉にて押印できるもの）
- ・印鑑（朱肉にて押印できるもの）

3. 使用料・管理料

区 分	永代使用料		5年分の管理料 【()書きは年額】
	町内居住者	町外居住者	
Aタイプ 2.25㎡	225,000円	337,500円	19,125円 (3,825円)
Bタイプ 4.00㎡	400,000円	600,000円	34,000円 (6,800円)
Cタイプ 6.25㎡	625,000円	937,500円	53,125円 (10,625円)

- ※ 永代使用料は、初回のみ支払いです。
- ※ 管理料は、5年ごとにお支払いを頂きます。
- ※ 町外居住者は、5割増となります。

4. 申請についての注意事項

- ①申請者以外の使用はできません。
- ②名義貸し等による申請はできません。
- ③申請の内容について虚偽の記載があるときは無効とします。
- ④墓園使用許可申請書を提出後、取り消しをする場合は、取り下げ書による届出が必要です。
- ⑤その他、不正な手段をもって申請をされた場合は無効とします。

使用許可書の交付等

1. 使用許可書の交付

資格要件等、申請書類審査の上、墓園使用許可書を交付します。

- ◎ 大切なものですので無くさないようにして下さい。いろいろな手続きに必要です。

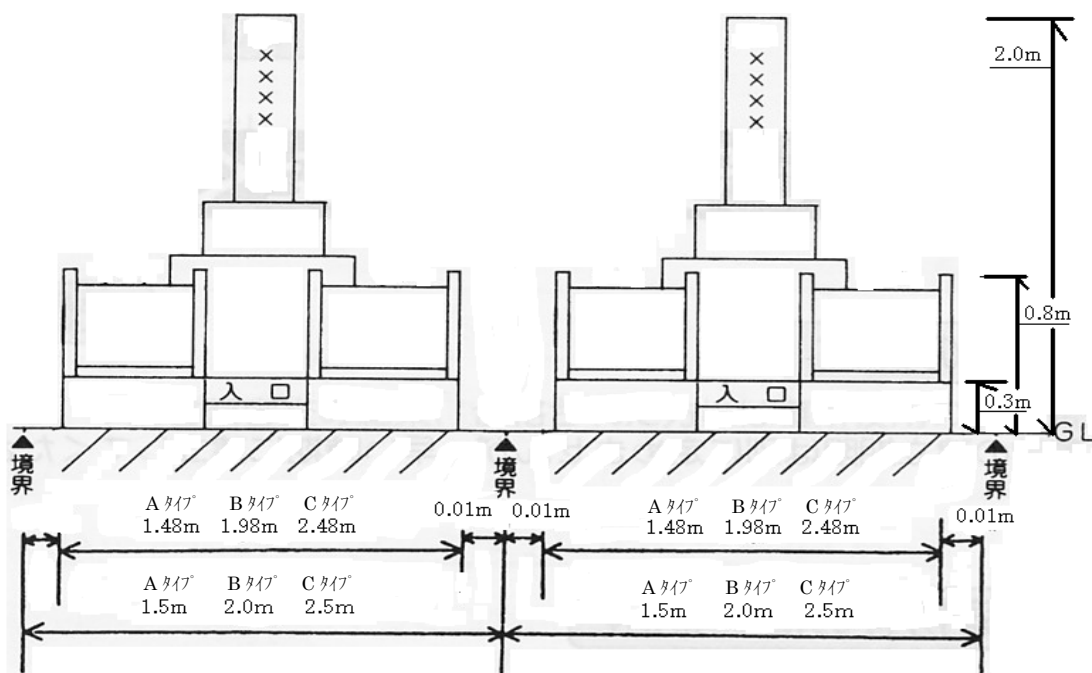
2. 使用料・管理料の納付をしてください。

- ◎ 期限内に使用料等を納付されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

墓所にお墓を建てる時

1. 墓所工事設計承認申請書を提出してください。

- ・添付書類 設計図面
- ・墳墓等の制限を守ってください。
 - (1) 墓碑及びこれらに類するものの高さ 200cm 以内
 - (2) 墓所の高さ 30cm 以内
 - (3) 囲障類の高さ 80cm 以内



2. 墓所工事承認書が交付されてから工事をしてください。

・交付されるまで3日～7日程度かかります。

※ 交付される前に工事をすると使用許可を取り消す場合があります。

3. 工事が完了したら墓所工事完了届を提出してください。

※ 制限等にて適合しない場合は改修工事をしていただきます。

4. 工事をする場合の注意

- ①上郡町では、特定の業者を指定していません。個々で業者を選定してください。
- ②墓園の施設や他人の墓所等を壊したり傷つけたりしないようにしてください。
- ③承認前の工事は行わないで下さい。
- ④工事に伴い発生した廃棄物は適正に処理してください。墓園内または付近に放置・不法投棄等することのないようにしてください。

お墓に納骨（埋蔵）するとき

1. 納骨(埋蔵)届を提出してください。

添付書類 墓園使用許可書
新たに行う場合 火葬許可書
改葬する場合 改葬許可書

注) 改葬許可証は、現に焼骨を納骨している墓地・墓園・納骨堂の管理者の証明書を持って、その市町村でもらってください。

墓園の使用権を継承（相続等）する場合

1. 墓園使用権継承申請書を提出してください。

町民の方の場合の添付書類
住民票の写し
墓園使用許可書
継承を証する書類（相続関係書類等）
町民以外の方の場合
戸籍謄本又は戸籍抄本
墓園使用許可書
継承を証する書類
管理人を選任する場合は管理人となる人の住民票の写し

2. 墓園使用権承認書を交付します。墓園使用許可書を同封しますのでなくさないようにして下さい。

墓所を返還する場合

1. 改葬の手続きをしてください。（上郡町役場住民課戸籍係で手続）
2. 墓所の墳墓等の工作物を撤去し、元のとおりにしてください。
3. 墓所返還届を提出してください。

添付書類 墓園使用許可書（継承使用権承認書がある場合は添付すること）
墓所復旧工事の完了写真（2～3枚程度）

住所の変更や氏名の変更があったとき

1. 墓園使用許可書記載事項変更申請書を提出してください。

添付書類 墓園使用許可書・変更事項を証するもの

- ① 住所・氏名の変更 住民票の写し等
- ② 本籍を変更したとき 戸籍謄本又は戸籍抄本
- ③ 管理人の変更 管理人の住民票の写し

使用にあたっての注意

1. 墓地公園内では次の行為が禁止されています。

- (1) 園内の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) ごみの投棄その他不衛生な行為をすること。
- (4) 花火、たき火その他危険のおそれのある行為をすること。
- (5) 営業、募金その他これらに類する行為をすること。
- (6) 展示会、集会その他これらに類する行為をすること。
- (7) 広告類を掲示し、又は撒布すること。
- (8) その他、他人に迷惑を与える行為をすること。

2. 墓所の使用するときは次のことにお守りください。

- (1) 常に使用墓所及び墓碑を清掃し、尊厳維持に努めてください。
- (2) 墓碑の転倒、その他、他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、ただちに修理その他、必要な措置をしてください。
- (3) 花木等は植えないでください。
- (4) お供えの食べ物等はその日のうちに持ち帰ってください。
※ 野生動物等の溜まり場になり、お墓を損傷したり衛生上問題が発生することがあります。

3. 次のことがあれば、ただちに届け出てください。

- (1) 墓所使用者が、住所・本籍等を変更したとき。
- (2) 墓所の使用権を承継しようとするとき。
- (3) 使用墓所内で工事をしようとするとき、及びその工事が終わったとき。
- (4) 焼骨を埋蔵するとき。(火葬許可証又は改葬許可証が必要です)
(注) 改葬許可証は、現に焼骨を納骨している墓地・墓園・納骨堂の管理者の証明書を持って、その地の市町村でもらってください。
- (5) 使用墓所に既設の工作物を墓園内の他の場所から移転しようとするとき。
- (6) 使用墓所を返還しようとするとき。
※ 使用の際は、法令・上郡町の条例・規則を厳守し、町長の指示に従ってください。

4. 次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- (2) 町長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する自的をもって使用許可を得たと認められるとき。
- (4) 町長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をなさず放任のまま3年を経過したとき。
- (5) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

(注) 墓所の使用許可を取り消されたときは、ただちに墓所を自己の費用をもって原状に回復し、町長に返還しなければなりません。

5. 次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人等から3年以内に使用権の承継の申出がないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

その他

1. 墓地は、分譲ではありません。使用する権利、即ち、墓地使用権を取得されることとなります。
2. 既納の使用料の返還はしません。
ただし、未使用で使用許可日から2年以内に墓所を返還した場合のみ使用料の半額を返還します。
3. 管理費については、墓所を返還された翌年度以降の管理料について返還します。
4. その他ご不明点がある場合は 上郡町役場 住民課 へお問い合わせください。

上郡町役場 住民課 環境衛生係
〒678-1292
兵庫県赤穂郡上郡町大持278
Tel 0791-52-1115
Fax 0791-52-6490